

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委 託 業 務 名	伊香立市民センター移転に係る公害監視盤の移設業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立下在地町
概 要	伊香立市民センター移転に伴い、旧市民センターの屋外に設置していた北部クリーンセンターの公害監視盤及び屋内に設置していたデータ処理用端末について、新市民センターにおいては、公害監視盤として内部モニターを新設し、データ処理端末については移設して、北部クリーンセンターのシステムとの接続・設定を行うもの。
契 約 期 間	契約締結日の翌開庁日 から 令和9年 1月29日まで
契 約 年 月 日	令和8年 7月 1日
契 約 金 額	7, 6 5 6, 0 0 0円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 〔名 称〕 カナデビア株式会社
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、伊香立市民センター移転に伴い、旧施設のモニタリング装置を移設及び新設するものである。 当該装置は、北部クリーンセンターの測定システムと一体的に構築されており、製造メーカー独自の仕様及び調整技術に基づき構成されている。 移設にあたっては、既設設備の内部構成、各種設定情報及び施設側監視システム等との接続仕様を十分理解したうえで、再調整及び試運転を実施する必要がある。他事業者が施工した場合、当センターにおける測定値をリアルタイムで正常に表示することができず、その機能について保証することができない。 また、本装置は排ガス等の監視に係る重要設備であり、測定精度及び継続的な安定稼働が強く求められることから、障害発生時の責任所在を明確にする必要がある。 以上の理由により、本業務は当該装置を設計・製作し、システム内容を熟知している当該業者でなければ適切かつ確実な履行ができないため、随意契約するものである。

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
----------------	--

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。